

# 監査事務局 運営方針

## めざす まちの姿

行財政運営の健全性と透明性が確保され、市政に対する市民の信頼性が高いまち

## 部の 運営方針

- ・ 行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与するため、違法、不正の指摘にとどまらず、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施します。
- ・ 監査等の実施に当たっては、対象部局に係るリスクを考慮するとともに、重点調査項目を定め、内部統制に資するチェック体制などに留意し、業務の改善を促します。

# 令和元年度 監査事務局 運営方針

## 重点取組

- ・ 定期監査については「契約に関する事務」「財産管理に関する事務」を重点調査項目として定め、対象部局のリスクの重要度やチェック体制など内部統制の有効性に留意して実施します。

主要事業		内 容	重点方針	担当課
1	定期監査の実施	財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、年間監査計画に基づき実施していきます。		監査課
2	監査指摘事項等の周知徹底	各課が事務の進め方などについて点検を行い、適正な事務が執行されるよう、定期監査での指摘事項を全庁的に提供していきます。		
3	行政監査の実施	組織横断的なテーマ等を定め、その事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを監査します。		
4	監査基準の策定	地方自治法の一部改正に伴い、総務省が示す監査基準及び実施要領をもとに、春日井市監査基準を策定します。		